

本人確認書類を、この用紙に貼って提出してください。

【別紙1】

① これまで江戸川区長期育休支援金を受給したことがない方（初めて本制度を利用される方）は、請求者（申請者）の本人確認書類が必要です。

原則、窓口提出となりますが、難しい方は、支払調書作成用マイナンバーの提供書と【別紙1】（この用紙）に必要な書類を添付したものをご郵送ください。

① **これまで江戸川区長期育休支援金を
受給したことがありますか。**

はい

【別紙1】（この用紙）の提出は不要です。

いいえ

（初めて本制度を利用される方）

本人確認書類が必須です。

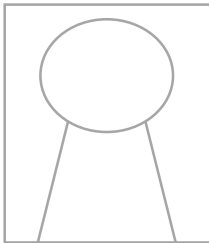
原則、窓口提出となりますが、難しい方は支払調書作成用マイナンバーの提供書と【別紙1】（この用紙）に必要な書類を添付したものをご郵送ください。

② 下記②の太枠内に『A：マイナンバーカード』の表裏両面のコピーを貼り、郵送してください。

③ 『A：マイナンバーカード』がない場合は、下記③の太枠内に『Bの1：身元確認書類（運転免許証、パスポートなど）とBの2：個人番号確認書類』のコピーを貼り、郵送してください。（枠内に貼付できない大きさの書類は、貼らずに同封してください。）

②

A: マイナンバーカード
（おもて面のコピー）



※氏名、住所、生年月日、性別
および顔写真がついています。

【貼付欄】
1234 5678 9012

※マイナンバーが記載されています

（うら面のコピー）

マイナンバーカードは表裏両面のコピーを貼付してください。

Aが
ない場合

③

Bの1、
Bの2
両方の
書類が
必要です。

【貼付欄】

Bの1: 身元確認書類

顔写真付きの書類（1つ）のコピー
または
顔写真無しの書類（2つ）のコピー

詳しい身元確認書類については、裏面をご参照ください。

【貼付欄】

Bの2: 番号確認書類

個人番号が記載された住民票